※必ず、お読みください(裏面あり)。

(誓約書 関係条文) 【指定地域生活支援サービス事業者用】

- 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱(関係条文抜粋)
- (第14条第2項各号 指定地域生活支援サービス事業者の指定)
- 1 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市長が定める基準を満たしていないとき。
- 2 申請者が、市長が定める基準に従って適正な地域生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 3 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であると き。
- 4 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他次に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ア 児童福祉法
 - イ 身体障害者福祉法
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - 工 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - 才 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - カ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - キ 介護保険法
 - ク 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
 - ケ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
 - コ 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同 法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第 7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121 条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭 和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)
 - サ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - シ 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第 20条の規定
- 5 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取消された者が法人でない場合においては、当該取消しの日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 6 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービス又は地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 7 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 8 申請者が、法人でない者で、その管理者、管理人または施設長が第3号から第6号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 9 申請者が、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けている法人その他の団体又は姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

■ 姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準(関係条文抜粋)

(第40条の2 暴力団等の排除)

指定移動支援事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条(平成24年姫路市条例第49号)の 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

- 2 指定移動支援事業所は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。
 - ※ 準用する規定

第52条(訪問入浴サービス事業)、第60条(身体障害者自立支援事業)、第73条(日中短期入所事業)、第90条(タイムケア事業)

■ 姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(関係条文抜粋)

(第3条 運営)

2 地域活動支援センターは、その運営について、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

(第9条 職員の配置の基準)

- 4 施設長は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有する者であってはならない。
- 姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(関係条文抜粋)

(第4条 運営)

2 福祉ホームは、その運営について、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団及び 暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

(第10条 職員の配置の基準)

4 管理人は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有する者であってはならない。

《参考》 姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号) 関係条文抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び 暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ず るものとする。